

No	カテゴリ	Q (質問)	A (回答)	追加日
1	値引きの対象者について	値引きの対象者は。	液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等、三重県内でLPガスを使用している(開栓状態)の者になります。その中で、さらに条件があります。 【対象となる者】 ・体積販売で供給されている者 ・国又は地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設も対象です。 【対象外となる者】 ・質量販売で供給されている者 ・国又は地方公共団体の施設であっても、事務を執行するための施設(庁舎や事務所、研究施設等)は、対象外となります。	9月1日
2	値引きの対象者について	三重県内でLPガスを使用する者というのは、メーター住所と消費者(契約者)の住所のどちらのことか。	三重県内にLPガスを使用する住所(ガスメーター設置住所)が対象であり、消費者住所は、県内、県外を問いません(学生、単身赴任者など)。	9月1日
3	値引きの対象者について	事業所が県外にある販売事業者であるが、三重県内の一般消費者等の値引きをした場合は本事業の対象になるのか。	対象になります。	9月1日
4	値引きの対象者について	使用量が0㎡、利用実績が無い場合は支援の対象になるのか。	その月の間ずっと閉栓中の場合(基本料金が発生していない)は対象外です。開栓中(基本料金が発生)の月、又は途中で開栓・閉栓をした月の場合で、その月に検針を行った場合には、0㎡であっても値引きの対象となります。	9月1日
5	値引きの方法について	値引きをするガス料金は、基本料金、従量料金どちらからでも良いか。	基本料金と従量料金の合計からであれば、値引きの内訳は問いません。	9月1日
6	値引きの対象者について	一つの住宅(建物)に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。	2世帯住宅など、同敷地内であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていただければ、それぞれの世帯が値引き対象となります。	9月1日
7	値引きの対象者について	事業所などで使用されるLPガスも本事業の対象に含まれるのか。	本事業の対象は、液化石油ガス法第2条第2項で規定される一般消費者等であり、事業所が使用する場合であっても、用途が、冷暖房用や飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用など、液化石油ガス法の一般消費者等に該当するものであれば対象になります。	9月1日
8	値引きの対象者について	居住棟とビニールハウス等の別棟が存在し、それぞれ別契約し、それぞれのメーターで計測している場合、値引き対象はどうなるか。	検針票が発行されているガスメーターごとに、値引きの対象となります。ただし、農作物の栽培のための冷暖房については、液化石油ガス法における一般消費者等に含まれないため、それぞれの契約について、値引き対象となるかご確認ください。	9月1日
9	値引きの対象者について	別荘等で、たとえば12月以外使用しない場合も対象となるか。	中途閉栓/開栓を問わず、値引実施期間の間に開栓をしており、検針を行った月であれば対象となります。閉栓中の月は対象外です。	9月1日
10	値引きの方法について	不良債権需要家(料金滞納者)の滞納ガス料金への充当は、可能か。	滞納ガス料金への充当は出来ません。	9月1日
11	値引きの対象者について	コミュニティーガス(旧簡易ガス)は対象になるのか。	対象になります。	9月1日
12	値引きの対象者について	病院、上下水道、競艇、競輪は対象か。 消費者が民間企業の場合で、ガスの使用用途が公民館等の場合は値引き対象となるか。 また市が委託している指定管理施設はどうか。	地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設は対象になります。	9月1日
13	値引きの対象者について	契約は別で、氏名は同じ契約の場合、別でカウントされるか。	契約が別で、それぞれにメーターが設置され検針が行われているのであれば、別でカウントします。	9月1日
14	値引きの対象者について	居酒屋やコインランドリーは対象内となるのか。	居酒屋、コインランドリーは、液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に含まれるため支援対象です。	9月12日
15	値引きの対象者について	基本料金が無い顧客は対象となるのか。 従量料金の場合でも対象となるか。	開栓中であれば従量料金のみ請求であっても支援対象となります。	9月12日
16	値引きの対象について	料金を滞納された場合(10月検針を実施・請求し、11月までの売上までに支払いがなされなかった場合)、請求行為済みでも支援対象となるのか。料金収納ができない場合はどうなるのか。	事業者様からご請求いただいておりますので、支援対象となります。(値引き検針・請求を行っていただければ、支払いがあったかどうかに関わらず対象となります。)	9月12日
17	値引きの対象について	閉栓後、同地区へ転居された場合でも、各検針が支援対象となるのか。	基本的にはメーター毎の支援金のため、地区内の転居であっても支援対象となります。	9月12日
18	値引きの対象者について	産業廃棄物の施設については対象となるのか。	その施設におけるLPガスの使用用途を確認してください。工業用として使用されている場合は支援対象外です。ただし施設内事務所において冷暖房用、飲食物の調理用、風呂等の湯沸かし用として使用されている場合は支援対象となります。	9月12日
19	値引きの方法について	値引きは、消費税課税前か、課税後か。(値引きのイメージ)	原則、元値(課税前)から税抜1,000円を値引きし、課税してください。ただし、システム上対応が難しい場合は、課税後の請求額から値引きすることもできます。 ただしこの場合、「税込・かつ1,100円」の値引きとなりますので、間違えないでください。 (例) 値引き前：元値のガス料金(税抜8,000円)から値引く場合 8,000円(元値) - 1,000円(値引き・税抜) = 7,000円 7,000円 × 1.1(消費税) = 7,700円 ⇒消費者への請求額(値引き後)：7,700円 (例) 課税後の請求額(税込8,800円)から値引く場合 8,800円 - 1,100円(値引き・税込) = 7,700円 ⇒消費者への請求額(値引き後)：7,700円	9月1日
20	値引きの方法について	新たに契約された消費者などで、値引きが12月分のみだった場合は、単月で3,000円値引きしてもよいか。	1月あたり1,000円の値引きが上限のため、単月で3,000円値引くことはできません。	9月1日
21	値引きの方法について	繰り越し処理を実施し、値引実施報告書の請求金額がマイナスの表示があってもよいか。	値引きできなかった分を翌月に繰り越すことはできません。	9月1日

22	値引きの方法について	1,000円の値引き×3回の値引きということだが、当該月の料金が1,000円に満たない場合の扱いはどうなるのか。	当該月の請求額が1,000円に満たない時は値引き額は請求額と同額での値引き（ゼロ円請求）をお願いいたします。なお、値引きできなかった分の翌月への繰り越しはできません。	9月1日
23	値引きの方法について	同一消費者で、1ヶ月で2回検針がある場合がある。 例えば締め日である10月15日の定期検針あとに、退去による中途閉栓を 行った場合は同月内にもう一度検針を行うことがある。 この場合の値引きの考え方としては、10月検針分としては2回の合算から1,000円を引くのか、閉栓時2回目に行った検針は11月分としてさらに値引きを行うのか。	中途閉栓により2回目の検診が11月の定期検針を早めたものであれば11月分として値引きを行っていただくことは可能です。 その場合は実績報告書にもその旨が分かるように記載してください。	9月12日
24	値引きの方法について	1つの家庭でメーターが2つあり、支払いは請求書一枚となる場合はどのように値引きを行えば良いか。	それぞれのメーター単位で最大1,000円の値引きを行ってください。 (請求書の合算に関わらず、メーター1台あたり値引きが可能です。)	9月12日
25	値引きの方法について	同敷地内でメーター2つ、検針票は1枚にまとめている場合は、1枚の検針票として提出してよいのか。	検針したメーターの値が別々の明細に分かれていれば問題ございません。 値引実施報告書に契約書番号を記載いただきますが、メーターごとに行を分けて記載いただきますようお願いいたします。	9月12日
26	値引対象期間の考え方	12月25日までの使用量を12月26日に検針をすると、当社は請求は1月で行っているが支援金対象となるか。 (伊賀市以外の契約者の場合)	検針が12月であれば請求が翌月となっても対象となりますが、すみやかにお願いいたします。(12月検針については、1月10日が実績報告書の提出期限であるためです。)	9月1日
27	値引対象期間の考え方	12月31日までの使用量を当社は1月に検針を行っているが支援金対象となるか。 (伊賀市以外の契約者の場合)	原則、10、11、12月検針分の3回での値引きとしているため、12月使用分であっても1月検針分は対象外です。	9月1日
28	値引対象期間の考え方	伊賀市の契約者で伊賀市の値引きを受けているにも関わらず、重複して10月の値引きを行ってしまった場合、支援金の対象となるか。	伊賀市の値引きを受けている方に対する10月の値引きは支援金の対象外です。 あらためて11月から1月の3か月間で値引きをお願いします。	9月1日
29	値引対象期間の考え方	伊賀市の支援金にも参加しているが、契約者ごとに値引の期間を分けて処理することは手間が多い。伊賀市外のお客様と伊賀市内のお客様を同じ期間で合わせて値引きを行うことはできないか。	お手数をおかけし恐れ入りますが、値引きの実施期間は、伊賀市外のお客様は「10月か12月まで」、伊賀市内のお客様は「11月から1月まで」と分けて値引きを行ってくださいますようお願いいたします。	9月12日
30	値引きの周知について	2か月に分けて値引く場合の周知文言はどのようになるか。	2か月に分けて値引くことはできません。期間中は毎月検針をお願いいたします。	9月1日
31	値引きの周知について	値引き金額のみしか検針票に明示できず、周知ができない場合はどうすればよいのか。	検針票以外の別紙(値引きお知らせカード等)で周知いただければ問題ありません。	9月1日
32	値引きの周知について	表裏でガスと電気の検針票となっており、裏面の電気の明細に値引きの周知を記載してもよいのか。	消費者等にわかるように記載されていれば可能です。	9月1日
33	値引きの周知について	値引きの周知と値引き額の明示を案内するタイミングが異なるが問題ないか。	問題ありません。	9月1日
34	値引きの周知について	最大1000円、という明示のみで実質いくら値引いたかの記載は不要か。(900円等) フリースペース等に手書きでも問題ないか。	システム上、検針票には引いた後の金額が出ないこともあるため最大1000円という標記で問題ございません。 値引お知らせカードで値引きの周知・値引額の明示共に網羅できるものとなっているためご活用ください。 フリースペースへの手書きでも問題ございません。	9月12日
35	値引きの周知について	①検針票や請求書に『三重県からの支援による値引き』などの説明書きを表示できない場合はどうすべきか。 ②①に加えてさらに、『値引き額』自体が表示できない場合はどうすべきか。(値引きしておくことはできる)	①「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付して消費者にお渡し頂く対応をお願いします。 ②この場合も、「値引お知らせカード」等の別紙を毎回添付いただき、値引前の料金から三重県の事業で最大1,000円の値引きがなされていることを消費者に知らせてください。	9月12日
36	値引きお知らせカードについて	値引きお知らせカードを送ってもらうことに費用はかかるか。	かかりません。交付申請時の該当欄に希望する部数を記入してください。	9月1日
37	値引きお知らせカードについて	「値引きお知らせカード」は交付決定を待たずにお送りいただけるのか、またデータでダウンロード可能か。	交付決定通知の発送後の送付となります。交付申請の提出から交付決定までは申請状況に応じて変わってまいります。 データは特設ホームページから、ダウンロード可能とする予定です。	9月1日
38	消費者向けチラシについて	消費者向けチラシがあるがこれはどのように活用するのか。依頼すれば契約者分の枚数をもらえるのか。	値引きの周知の手段としてご活用いただくことを想定しています。チラシは印刷をしてお送りすることができません。ただし特設ホームページにデータを掲載しておりますので、もしご利用の際は各事業者様にて配布したりホームページに掲載をしてください。	9月1日
39	消費者向けチラシについて	消費者向けチラシを配布することは任意でよいのか。	事業者が行うべき契約者への周知の手段として、チラシを配布するかどうかは任意です。	9月1日
40	値引き額の明示について	支援金は税抜き金額とのことだが、顧客への請求書は、消費税込みの総額表示となっており、値引き額の表示が、税抜きの値引き額(支援金額)とは異なる金額表示となるが、それでいいか。 消費者へ値引き額を、1,100円と表示することはいいか。	システム上など、やむを得ない場合は、それも可能とします。ただし、その場合であっても、支援金額の値引きの原資は、値引き額から1.1で割り戻した金額で計算します。	9月1日
41	値引き額の明示について	自社独自の値引きを既の実施しており、それに三重県事業分の値引きを追加することになるが、システムの都合上値引きの内訳を表示できない。対応はどのようにしたらいいか。	三重県の支援金による値引きであることを明示いただく必要があります。検針票にスペースの都合上その旨表示ができない場合は、値引きお知らせカード等の別紙を用意するなどの対応をお願いします。	9月1日
42	交付申請	申請書には、振込口座の情報を確認できる通帳の写しを付ける必要がありますが、なぜ必要なのでしょう。	振込先口座の記載内容を確認するため、ご協力をお願いします。	9月1日
43	交付申請	支援金の交付申請をしたが、交付決定までにどのくらいの期間を要するのか。また、交付申請をしても、交付決定がなされない場合はあるのか。	交付申請書の到達から、交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、3週間程度としていますが、迅速に処理するよう努めます。また、申請の要件を満たしていれば、原則として交付決定されます。	9月1日
44	交付申請	申請を行わなかった場合は(忘れた場合は)どうなりますか	申請期限を過ぎた後に申請を希望する場合は、別途相談してください。	9月1日
45	交付申請	申請方法に不備があった場合、どのように知らせてもらえるのか。	修正が必要な箇所や理由を電話、もしくは再度ご記入頂くための不備状を郵送する予定です。	9月1日
46	交付申請	書き間違いがあった場合の訂正方法。訂正印は必要か(投函前)	間違えた箇所を二重線で消して欄外に書き直して頂ければ結構です。訂正印の必要はございません。	9月1日
47	交付申請	提出した後に「関係書類」の入れ忘れや添付内容間違いに気づいた。どうすればいいか。	コールセンター(TEL: 0120-248-826)へご相談ください。対応について個別にご案内いたします。	9月1日

48	交付申請	今どこまで進んでいるか分かる方法はありますか。	WEB申請の方は申請時に作成いただく「LPガス料金金高騰対策支援金マイページ」でご自身の進捗状況をご確認いただけます。	9月1日
49	交付申請	ネット銀行のため通帳コピーがない。	申請書に記載の金融機関、口座番号、口座名義人等が確認できる書類の写しをご提出ください。	9月1日
50	交付申請	県外に本社がある場合どうすればよいか。	県外の本社が一括で申請することも可能です。	9月1日
51	交付申請	営業所単位での申請もよいか。その場合、所在地及び代表者の記載は営業所でよいか。	可能です。その場合、法人名に営業所まで記入してください。代表者も営業所の代表者で可能です。	9月1日
52	交付申請	(組合等で)他の販売事業者の会社の分を併せて申請してもよいか。	事業者名が重複していなければ可能です。	9月1日
53	交付申請	納税証明書について、直近に発足した会社だどう対応すればよいか。	コールセンターで事実確認を行いますので、交付申請時にお問合せください。	9月12日
54	交付申請	WEB申請で口座名義人(カナ)を入力しようとしてもエラーになってしまう。	口座名義(カナ)には、小文字のカナ文字、一部の記号が使用できません。恐れ入りますが、該当する文字を、以下に示した代替使用文字にて入力してください。 ・「ー(長音)」は、「-([半]ハイフン)」の代替使用文字にて入力してください。 ・小文字「ア〜オ」「ヤ〜ヨ」「ツ」は、「ア〜オ」「ヤ〜ヨ」「ツ」の代替使用文字にて入力してください。 ・「〔 〕」、「{ }」の類は、「()」([半]小かっこ)の代替使用文字にて入力してください。 ・「「、」(句点)、「。」(読点)、「・」(中点)の類は、「[.]」(ピリオド)の代替使用文字にて入力してください。	9月14日
55	郵送での申請について	交付申請期間について、申請期限までに郵送し消印が付与されれば有効とされるか。	消印有効です。申請期間より遅れそうであれば、別途コールセンターへご相談ください。	9月12日
56	郵送での申請について	配達記録の残る方法で申請書を送りたいが可能か。(書留・簡易書留・特定郵便等)また、速達で送ってもよいか。	私製封筒にてお送り頂くことも可能ですが、切手代や手数料はご自身の負担となります。	9月1日
57	郵送での申請について	交付申請書と実績報告書は片方Webで片方紙でもよいか	可能です。	9月1日
58	申請内容の変更	途中で社名が変わった場合、申請はどのようになるか。	交付要領第10条の「支援事業の内容を著しく変更する」にあたりとみなします。その時点で(様式第5号)補助金事業変更承認申請書を提出して三重県の承認を得てください。	9月1日
59	液化石油ガス販売事業登録番号について	液化石油ガス販売事業登録番号は7桁に加えて、末尾に別の番号が振られているがどこまで記入すれば良いか。	8桁目以降は記入いただく必要なく、7桁目までご記入ください。	9月1日
60	実績報告書等の検査について	値引実施確認書類で不備があり、交付不可となる場合もあるのか	まずは個別に是正対応をさせていただきますが、その結果に不備等があれば交付をださない場合があります。	9月1日
61	実績報告(値引実施報告書)	販売事業者の事務が煩雑な部分がある。実績報告書の添付書類である値引実施報告書などは省略できないのか。	省略できません。支援金を支払う上で根拠資料の確認が必要となります。「必要最小限のもの」としておりますので、ご協力のほどお願いします。	9月1日
62	実績報告(値引実施報告書)	実績報告書の添付書類(値引実施報告書)の記載事項として、「値引き前の金額」「値引き後の金額」があるが、システム上、どちらかのみの記載しか対応できないが、どうすべきか。	システム上難しい場合は、契約者番号毎に毎月の値引き額等が分かれば差し支えありません。	9月1日
63	実績報告(値引実施報告書)	値引実施報告書の提出が、膨大な事務処理のため提出期限に間に合わないが、どうしたらよいか。	提出期限を過ぎた場合、支援金確定の処理を進められず、支援金の支払いが遅れる可能性があります。提出書類は必要最小限のものとしておりますので、ご協力のほどおねがいします。	9月1日
64	実績報告(値引実施報告書)	値引実施報告書は税込み表記でも問題ないか	可能としますが、値引実施報告書に税込みもしくは税抜きを明記ください。	9月1日
65	実績報告(値引実施報告書)	値引実施報告書はフォーマットを変更してもよいか	問題ありません。	9月1日
66	実績報告(値引実施報告書)	契約者番号が無い場合、氏名や世帯名でも良いか。	恐れ入りますが契約者ごとに任意で番号をつけて管理してください。氏名や番地等は個人情報を含む営業情報にあたりますので、記入しないでください。世帯名のみの場合だと、重複している契約者であるか否かの判断ができないため不可能です。	9月1日
67	実績報告(値引実施報告書)	値引実施報告書のような契約者番号はない。顧客名のみで管理している。	恐れ入りますが契約者ごとに任意で番号をつけてください。氏名は個人情報のためご記入はご遠慮いただいております。世帯名のみの場合だと、重複している契約者であるか否かの判断ができないため不可能です。	9月1日
68	実績報告(値引実施報告書)	実績報告書に基本料金だけ掲載することは問題ないのか。	値引き実施報告書には基本的には、基本料金のみでなく、請求総額の値引き前と値引き後の金額を記載してください。	9月12日
69	実績報告(値引実施報告書)	交付申請書は本社から、実績報告書については営業所からの提出でも大丈夫か。	原則として、交付申請をしたところ(本社)から一括で提出してください。実績報告書を営業所ごとに提出する予定の場合は、交付申請自体を営業所ごとに行うようお願いいたします。審査を円滑にするため、各種提出書類は全て同一の提出者で揃えるようご協力をお願いいたします。	9月12日
70	値引き確認書類の検査について	検針伝票等事業者控えが残らない場合(web明細等)値引きの事実はどう確認するのか。	値引き額を明示した検針伝票の写真、検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどを提出いただき、確認をさせていただきます。	9月1日
71	値引き確認書類の検査について	システムの改修が出来ず、値引き額の明示ができない場合、値引きの事実はどう確認するのか。	検針伝票+値引き額を明示した別紙、又は検針データを取り込んだシステムの値引き額が確認できるスクリーンショットなどで確認させていただきます。	9月1日
72	値引き確認書類の検査について	値引き確認書類の提出対象は無作為に指定されるとのことだが、システム上値引き確認書類を個別に抽出するのは難しい。すべての契約者のデータを一括で出したものでも良いか。	一括で出しても構いませんが、県が指定した番号についてマークをして提出してください。	9月1日
73	値引き確認書類の検査について	値引き確認書類の提出件数は何件を想定しているか。	他県の動向も参考にし調整してまいりますので、現段階では確定していません。	9月1日
74	値引き確認書類の検査について	手書きの伝票(請求書)も値引き確認書類として認められるか。	問題ありません。	9月1日
75	支援金について	支援金はいつ支払われますか。	最後の実績報告書の検査(値引き確認書類の確認)を行った後、確定通知書に対し精算払請求書を提出していただいた後から順次支払います。遅くとも3月末頃までの支払いを見込んでいます。	9月1日

76	支援金について	現金での支給など振込み以外の方法での受取はできますか。	できません。支援金は、交付申請書に記載された振込先口座への振り込みとなります。	9月1日
77	支援金について	振込みされる際は事前に連絡がくるのか。	振込時の通知はございません。請求書の内容確認後、すみやかに支払いの手続きを行います。	9月1日
78	支援金について	事務費100円も非課税か。	課税対象です。事務費は税込みで100円/件です。	9月1日
79	その他	支援金は税抜き金額とのことだが、それでは消費税分は事業者の負担となるのではないか。	本支援金は、事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供にあらず、課税の対象とならないもの（不課税）です。 したがって、支援金には消費税は課税されず消費税は発生しませんので、事業者の負担は、ありません。 ただし、事務費は事業に対する対価を得て行う役務の提供にあたり、課税対象（税込み）です。	9月1日
80	その他	値引き対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとするが、対象期間は一切のLPガス料金の値上げをしてはいけないのか。	調達価格の上昇などを理由とする値上げは行っていただいても差し支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、恣意的な値上げと捉えられる場合があります。	9月1日
81	その他	交付要領 第18条（支援金に係る経理）の説明をしてください。どういうものが区分になるのか。郵送代等も含めるのか。	値引きを行っていただいた3ヶ月間分のすべての検針票や請求書、また三重県や支援金センターに提出いただいた書類、や三重県や支援センターからの通知物は、他事業とは明確に区分して（ファイルに綴じる等）全て控えを残していただきますようお願いいたします。 なお、事務費の使途まで厳格に管理するものではありませんので、郵送代などの領収書控への提出は求めません。	9月12日
82	その他	ガソリン代、電気、ガスでも第2弾を実施されると思われるがLPガスでも実施するのか。 次回も実施の際に別方法で実施となると事業者負担が大きい。	今回は国の交付金を活用しております。 今後新たな支援事業につきましては、国と他県等の状況をみて実施可否を検討して参ります。	9月12日
83	その他	コミュニティガスについて必要な手続きはありますか？	経過措置団地をお持ちの事業者様は今回の値引きの認可を国に受けて頂く必要がございます。 国への認可申請が必要な事業者さま宛に必要な書類がお送りされますので、その案内にしたがって手続きをお願いします。 ※手続きの詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課(052-951-2820)までお問い合わせください。	9月12日